

ブラジル国一九七四年市民法典草案の会社規定(一)

中 川 和 彦

一

ラテン・アメリカでは、第二次大戦後、一九五〇年のホンデユラス新商法典を皮切りに一九六四年のエクアドル新会社法、一九六六年のペルー新会社法、一九七〇年のグアテラマ新商法典、エル・サルヴァドル新商法典、一九七一年のコロンビア新商法典、一九七二年のアルゼンチン新会社法と続く、新会社法、新商法典制定の動きが見られる。⁽¹⁾このような動きをひきおこした原因の一つとして、ラテン・アメリカ諸国の近時の経済発展をあげることができよう。

ところが、ラテン・アメリカで経済成長のもっとも著しい国であるブラジルでは、会社法に関して一九六五年に資本市場法の制定により、授権資本制の採用など実質的の改正があったものの、それは局部的のものであって、全面的の改正あるいは新会社法の制定への動きについての情報は伝えられていなかった。

ブラジル国一九七四年市民法典草案の会社規定(一)

ブラジル国一九七四年市民法典草案の会社規定 (一)

こうしているところへ、一九七二年の秋、ブラジルの時事週刊誌 *Visão* が、民商二法の統一を試みるブラジルの新市民法典参考草案の公表とその内容紹介の記事を掲載した。⁽²⁾ この *Visão* 誌の記事は簡単であったが、ブラジルが商法のみならず、民法の大巾な改正に大きく踏出したこと、さらに、民商二法の統一を試みていることを伝えるものであって、筆者の関心を強くいった。そして、資料の入手に努めた結果、一九七二年参考草案のテキストを入手し、⁽³⁾ その検討に着手したところへ、本年(一九七四年)六月、市民法典の第二次参考草案が公表され、幸にもそのテキストもいち早く入手できた。⁽⁴⁾

ところで、田中耕太郎博士によれば、ブラジルの法律学の学問水準は、ラテン・アメリカでは、アルゼンチン、メキシコと並んで高いと言われ、その立法は、欧米先進諸国の法制の長所を採用しており、⁽⁵⁾ また、民商二法の統一については、むしろ、ブラジル独自の論議がかなり以前からされていた由で、⁽⁶⁾ その立法の動向は比較法学的に興味ある対象である。さらに、今さら言うまでもないことであるが、ブラジルはラテン・アメリカ随一の大国であり、近時、その経済の急激な発展は世界の注目の的となっており、わが国からの投資も盛んであって、このような立場からもその法制の研究が急務とされている。⁽⁷⁾

そこで、本稿では、とりあえず、この公表されたばかりの一九七四年市民法典参考草案のうち、会社法にあたる部分、すなわち、「各論第二編第二章取引活動について」を中心に素描しながら、若干の考察を試みようと思ふ。

(一) 詳細は左記を参照されたい。

中川和彦『ラテン・アメリカ商事法』(千倉書房、昭和四四年)五六ページ以下。

- (2) *Visão*, 9 de outubro de 1972, pp. 25~27. (同誌の閲覧は上智大学水野一教授の御好意による。)
- また、中川和彦稿「ブラジル市民法典参考草案発表される(短信)」『海外商事法務』一二六号(昭和四七年二月)六ページも参照。
- なお、市民法典参考草案の原語は *Anteprojeto de Código Civil* であって、これを直訳すれば、「民法典参考草案」であるが、現行の「民法典」(*Código Civil*)と区別するため、本稿では「市民法典参考草案」と訳出することとする。
- (3) テキストは左記の官報に収録されている。
República Federativa do Brasil, Diário Oficial (Seção I—Parte I), Suplemento ao No. 149, 7 de agosto de 1972. (本紙の入手については、ブラジル留学中の兼田一晴氏の御好意による。)
- (4) テキストは左記の官報に収録されている。
República Federativa do Brasil, Diário Oficial (Seção I—Parte I), Suplemento ao No. 114, 18 de junho de 1974, (本紙の入手も兼田一晴氏の御好意による。)
- (5) 田中耕太郎「ラテン・アメリカ法学界管見」『田中耕太郎著作集4 法哲学一般理論上』(春秋社、昭和三五年)四三五ページ、参照。
- (6) 田中耕太郎、前掲論文、前掲書、四一五ページ、参照。
- (7) ブラジルの現行会社法について左記拙稿がある。
 中川和彦稿「ブラジル会社法」(一~五未完)『国際商事法務』一卷二一号(昭和四八年一月)以降連載中。

ブラジル国一九七四年市民法典草案の会社規定(一)

二

一 ブラジルでは民法、商法の基本法はそれぞれ民法典および商法典であつて、この二法典のうち先に制定されたのは商法典である。商法典が制定されたのは帝政時代の一八五〇年のことで、⁽¹⁾ 齡はすでに一〇〇年をこえていゝるものの、⁽²⁾ 商法典そのものはなおも現行法である。しかし多くの特別法令によつて補完されていることは言うまでもない。その主要なものを列挙すれば、次の如くである。

一八九三年九月一五日付株式会社の無記名式社債の発行を規律する法律第一七七—A号。

一九〇八年二月三一日付為替手形・約束手形を定義し、手形取引を規律するデクレト第二〇四四号。

一九一九年一月一〇日付有限責任持分会社の設立を規律するデクレト第三七〇八号。

一九四〇年九月二六日付株式組織の会社に関するデクレト・レイ第二六二号。

一九四五年六月二日付デクレト・レイ第七六六一号(破産法)

一九六五年七月一四日付資本市場を規律し、その発展措置を定める法律第四七二八号。

一九六六年一月二四日付手形統一契約の採択の合意を公布するデクレト第五七六六三号。

一九六八年七月一八日付送り状、その他に関する法律第五四七四号。

一九七一年二月二日付工業所有権法典およびその他を規定する法律第五七七二号。

二 次に、民法典は、多くのすぐれた草案が準備されていたにもかかわらず、これが制定されたのは、商法典から半世紀以上もおくれた一九一六年のことである。⁽³⁾

ブラジル民法典 (Codigo Civil) は序法二一カ条および本文一八〇七カ条、合計一八二八カ条から成り、次のような構成である。⁽⁴⁾

序法 一条〜二一条

総則 一条

第一編 人について 二条〜四二条

第二編 物について 四三条〜七三条

第三編 法律事実について 七四条〜一七九条

各則

第一編 家族権について 一八〇条〜四八四条

第二編 物権について 四八五条〜八六二条

第三編 債務法について 八六三条〜一五七一条

第四編 相続権について 一五七二条〜一八〇五条

最終規定 一八〇六条〜一八〇七条

この編別を見ると、ブラジル民法は、ラテン・アメリカ諸国の多くの場合と異なつて、ドイツ民法や日本民法のとりまバンデクテン方式にむしろ従っているようである。このことが示すように、ブラジルの民法典制定のおくれが、結果においてプラスし、ブラジル民法は一九世紀中のフランス、ドイツ、イタリアなどの民法の発展、中んずく、ドイツ民法典編纂の成果を取り入れることができたと言われる。⁽⁵⁾

ブラジル国一九七四年市民法典草案の会社規定(一)

ブラジル国一九七四年市民法典草案の会社規定(一)

三　ところで、民商二法統一の論議は、ブラジルでは、すでに一九世紀中頃にみられた。すなわち、採用に至らなかつた Teixeira de Freitas 草案は民商二法統一の立場に立っていたと言われる。その後も、この思想に賛同する者はブラジルでは少なくなく、今世紀に入ってから、一九〇八年の第一回ブラジル法律家会議 (I Congresso Juridico Brasileiro) では、ほとんど満場一致で民商二法の統一が決議され、一九一二年には、商法典の起草を委嘱された Inglez de Souza は、同時に、民商二法統一の立場に立脚した私法法典 (Código de Direito Privado) の草案も起草している。さらに、一九四一年には債務法典の参考草案が Nonato, Azevedo および Guimarães によって起草されている。⁽⁶⁾

このように主として学者間で民商二法統一の論議がなされていたところ、一九六四年の革命後、政府の債務法典草案の国会上程もあって(後に撤回)、民商二法統一の動きに拍車がかけられた。⁽⁷⁾そして、一九七二年八月七日、かねてから起草を委嘱されていた市民法典の参考草案が公表され、この参考草案に対する各界の意見をしんしゃくして手直しが行なわれ、本年(一九七四年)六月一八日に市民法典の第一次参考草案が公表されるに至ったわけである。

なお、市民法典の一九七四年参考草案(以後、「七四年参考草案」と略称する)の起草にあたった委員は、一九七二年参考草案の場合と同じく、次の諸教授により構成されている。

委員長

Miguel Reale

総則担当

Jose Carlos Morreira Alves

債務編担当

Agostino De Arruda Alvim

取引活動編註	Sylvio Marcondes
物権編註	Ebert Vianna Chamoun
家族権編註	Clóvis Do Couto e Silva
相続権編註	Touquato Castro

(1) ノミナル商法の沿革については左記を参照せよ。

Edwin M. Borchard, *Guide to the Law and Legal Literature of Argentina, Brazil and Chile*, 1917, Washington (Government Printing Office), pp. 269~273.

T. Esquivel Obregón, *Latin American Commercial Law*, 1921, New York (The Banks Law Publishing Co.), pp. 17~19.

Julio Olavarría Avila, *Los Códigos de Comercio Latinoamericanos con una Introducción de Derecho Comparado Externo*, 1961, Santiago de Chile (Editorial de Chile), pp. 244~267.

Rubens Requião, *Curso de Direito Comercial*, 2a edição atualizada e aumentada, 1973, São Paulo (Edição Saraiva), No. 8.

田中耕太郎、前掲論文、前掲書、四一九ページ以下。

(2) 本文中に列挙した法令はすべて左記に収録せられた。

Rubens B. Minguzzi, *Carteira Forense: Konfino (Coleção de Leis do Brasil)*, Tomo I, 1973, Rio de Janeiro (José Konfino). (本書の入手はブラジル国弁護士 Alcides Jorge Costa 氏の御好意による。)

(3) 民法典の沿革については左記を参照せられた。

ブラジル国一九七四年市民法典草案の会社規定 (一)

ブラジル国一九七四年市民法典草案の会社規定 (一)

Washington de Barros Monteiro, *Curso de Direito Civil, Parte Geral*, 10a. Edição revista e aumentada, 1971, São Paulo (Edição Saraiva), pp. 49~53.

Borchard, *op. cit.*, pp. 238~244.

田中耕太郎、前掲論文、前掲書、四一七ページ以下。

中川和彦稿「アルゼンティン、ブラジル、チリ三国における民法典編纂の事情」『海外事情』二三巻七号(昭和四九年七月)三五ページ以下。

(4) 民法典のテキストは左記に収録されている。

Minguzzi, *op. cit.*, pp. 121~232.

日本語訳として左記がある。

鈴木栄蔵『註釈付ブラジル民法』(サン・パウロ、ブラジル法制研究所、一九三九年)。

(5) スペインの民法学者カスタン・トバーニヤスは、ブラジルの一九二六年民法典をその厳格な学術的・近代の方針により、アメリカの民法典の中で、もっとも卓越したものであると述べた。Jose Castan Tobeñas, *Derecho Civil Español Común y Foral, Tomo I, Volume I*, 10a. Edición revisada y ampliada, 1962, Madrid (Instituto Editorial Reus), p. 167.

(6) ブラジルにおける民商二法統一の論議については左記を参照された。

Rubens Requião, *op. cit.*, No. 12.

Sylvio Marcondes, *Exposição de Motivos Complementar, em Diário Oficial (Seção I—Parte I)*, Suplemento ao No. 114, 18 de junho de 1974, p. 57.

田中耕太郎、前掲論文、前掲書、四二五ページ以下。

三

七四年参考草案は全文二二四一カ条から成り、大要、次のような構成である。

総論

第一編 人について

第一章 自然人について(第一節~第三節の細目は省略)

一条~三八条

第二章 法人について(第一節・第二節の細目は省略)

三九条~六七条

第三章 住所について

六八条~七六条

第二編 物について

第一章 物の種類について(第一節~第三節の細目は省略)

七七条~一〇一条

第三編 法律事実について

第一章 法律取引について(第一節~第五節の細目は省略)

一〇二条~一八三条

第二章 違法な法律行為について

一八四条

第三章 不法行為について

一八五条~一八七条

第四章 時効について、および失効について(第一節・第二節の細目は省略)

一八八条~二〇七条

第五章 証明について

二〇八条~二二六条

ブラジル国一九七四年市民法典草案の会社規定(一)

各論

第一編 債務法について

第一章 債務の態様について(第一節～第六節の細目は省略)

第二章 債務の移転について(第一節・第二節の細目は省略)

第三章 債務の成立と消滅について(第一節～第九節の細目は省略)

第四章 債務の不履行について(第一節～第六節の細目は省略)

第五章 契約一般について(第一節・第二節の細目は省略)

第六章 契約の種類について

第一節 売買について(第一款・第二款第一款～第四分款の細目は省略)

第二節 交換について

第三節 委託販売契約について

第四節 贈与について

第五節 賃貸借について(第一款・第二款の細目は省略)

第六節 貸借について(第一款・第一款の細目は省略)

第七節 役務の提供について

第八節 請負について

第九節 寄託について

二二七条～二七九条

二八〇条～二九七条

二九八条～三八二条

三八三条～四一五条

四一六条～四七四条

四七五条～五一九条

五二〇条

五二一条～五二四条

五二五条～五五一条

五五二条～五七七条

五七八条～五九一条

五九二条～六〇八条

六〇九条～六二五条

六二六条～六五一条

第一〇節	委任について（第一款～第五款の細目は省略）	六五二条～六九一条
第一一節	問屋について	六九二条～七〇八条
第一二節	代理商および配給について	七〇九条～七二〇条
第一三節	仲立について	七二一条～七二八条
第一四節	運送について（第一款～第三款の細目は省略）	七二九条～七五二条
第一五節	建設企業体について	七五三条～七五六条
第一六節	出版について	七五七条～七六八条
第一七節	脚本の上演について	七六九条～七七二条
第一八節	保険について（第一款～第三款の細目は省略）	七七三条～八一八条
第一九節	定期金契約について	八一九条～八二九条
第二〇節	射倅について、および賭博について	八三〇条～八三三条
第二一節	保証について（第一款～第三款の細目は省略）	八三四条～八五五条
第二二節	和解について	八五六条～八六六条
第二三節	仲裁について	八六七条～八七一条
第二四節	銀行契約について（第一款～第五款の細目は省略）	八七二条～八九五条
第七章	片務取引について（第一節～第四節の細目は省略）	八九六条～九二八条
第八章	信用証券について	

ブラジル国一九七四年市民法典草案の会社規定(一)

第一節 総則

九二九条～九四五条

第二節 無記名証券について

九四六条～九五一条

第三節 指図式証券について

九五二条～九六二条

第四節 記名式証券について

九六三条～九六八条

第九章 民事責任について(第一節・第二節の細目は省略)

九六九条～一〇〇八条

第二編 取引活動について

第一章 企業者について

第一節 特色についておよび登記について

一〇〇九条～一〇一四条

第二節 能力について

一〇一五条～一〇二三条

第二章 会社について

単 節 総則

一〇二四条～一〇二八条

第一分章 法人にあらざる会社について

第一節 組合について

一〇二九条～一〇三三条

第二節 匿名組合について

一〇三四条～一〇三九条

第二分章 法人である会社について

第一節 単純会社について

第一款 会社契約について

一〇四〇条～一〇四三条

第二款	社員の権利および義務について	一〇四四条～一〇五二条
第三款	管理について	一〇五三条～一〇六四条
第四款	第三者との関係について	一〇六五条～一〇七〇条
第五款	一社員との関係における会社の解散について	一〇七一条～一〇七五条
第六款	解散について	一〇七六条～一〇八一一条
第二節	合名会社について	一〇八二条～一〇八七条
第三節	合資会社について	一〇八八条～一〇九四条
第四節	有限会社について	一〇九五条～一〇九七条
第一款	予備規定	一〇九八条～一一〇二条
第二款	持分について	一一〇三条～一一〇七条
第三款	管理について	一一〇八条～一一一五条
第四款	社員総合について	一一一六条～一一一七条
第五款	資本の増減について	一一一八条
第六款	解散について	
第五節	株式会社について	
第一款	特色について	一一一九条
第二款	設立について	一一二〇条～一一三二条

ブラジル国一九七四年市民法典草案の会社規定(一)

第三款 設立の補足方式について

第一款 設立行為の登記について

第二款 会社の帳簿について

第四款 株式についておよび株主について

第一款 株式およびその種類について

第二款 株式の所有権およびその流通について

第三款 会社による株式の取引について

第四款 株式の質入れについて

第五款 株主について

第五款 社債について

第六款 受益証券について

第七款 資本の増減について

第一款 資本の増加について

第二款 資本の減少について

第八款 授権資本について

第九款 総会について

第一款 総則

一一三四条～一一四二条

一一四三条～一一四五条

一一四六条～一一五六条

一一五七条～一一六四条

一一六五条～一一七一条

一一七二条～一一七四条

一一七五条～一一七九条

一一八〇条～一一八四条

一一八五条～一一九一条

一一九二条～一一九九条

一二〇〇条～一二〇二条

一二〇三条～一二〇六条

一二〇七条～一二一九条

第二分款	通常総会について	一一二〇条～一一二三条
第三分款	特別総会について	一一二四条～一一二五条
第一〇款	取締役について	一一二六条～一一四二条
第一款	監査役会について	一一四三条～一一五二条
第二款	会社年度について	一一五三条～一一六〇条
第三款	解散について	一一六一條～一一六五条
第六節	株式合資会社について	一一六六条～一一六八条
第七節	協同会社について	一一六九条～一一七二条
第八節	結合会社について	一一七三条～一一七七条
第九節	会社の清算について	一一七八条～一二八八条
第一〇節	組織変更について、吸収合併について、および新設合併について	一二八九条～一二九八条
第一一節	免許を必要とする会社について	
第一款	予備規定	一二九九条～一三〇一条
第二款	内国会社について	一三〇二条～一三〇九条
第三款	外国会社について	一三一〇条～一三一七条
第三章	営業所について	
単節	雑則	一三一八条～一三二五条

ブラジル国一九七四年市民法典草案の会社規定(一)

第四章 補助的制度について

第一節 登記所について

第二節 商号について

第三節 使用人について

第一款 支配人について

第二款 計理士およびその他の補助者について

第三款 共通規定

第五章 会計帳簿について

第三編 物権について

第一章 占有について(第一節~第四節の細目は省略)

第二章 対物権について 一四〇五条~一四〇七条

第三章 所有権について(第一節~第一〇節の細目は省略)

第四章 表土について

第五章 地役権について(第一節~第三節の細目は省略)

第六章 用益権について(第一節~第四節の細目は省略)

第七章 使用権について

第八章 居住権について

一三一六条~一三三四条

一三三五条~一三四八条

一三四九条~一三五三条

一三五四条~一三五五条

一三五六条~一三五八条

一三五九条~一三七六条

一三七七条~一三八四条

一四〇八条~一五四二条

一五四三条~一五五〇条

一五五一条~一五六二条

一五六三条~一五八四条

一五八五条~一五八六条

一五八七条~一五八九条

第九章 買入予約者の権利について

一五九〇条～一五九一条

第一〇章 質権について、抵当権について、および不動産質について（第一節～第四節の細目は省略）

一五九二条～一六八三条

第四編 家族権について

第一章 人の権利について（第一分章・第二分章の細目は省略）

一六八四条～一八三六条

第二章 親権について（第一分章～第四分章の細目は省略）

一八三七条～一九一六条

第三章 後見について、および財産管理について（第一節・第二節の細目は省略）

一九一七条～一九七一条

第五編 相続権について

第一章 相続一般について（第一節～第三節の細目は省略）

一九七二条～二〇一五条

第二章 法定相続について（第一節～第三節の細目は省略）

二〇一六条～二〇四七条

第三章 遺言による相続（第一節～第四節の細目は省略）

二〇四八条～二一八〇条

第四章 財産目録および遺産分割について（第一節～第七節の細目は省略）

二一八一条～二二一九条

補足編

最終規定および経過規定

二二二〇条～二二四一条

以上、七四年参考草案の構造を示すべく、その目次の主要な項目をかかげたが、それを通覧して、形式面において、まず目につくことは、前述した現行民法典の編別と対照すれば判然とするように、七四年参考草案の全体の構造は、矢張り、現行民法典のそれを土台としており、また、民商二法統一の先鞭をつけているイ

ブラジル国一九七四年市民法典草案の会社規定（一）

ブラジル国一九七四年市民法典草案の会社規定（一）

タリア市民法典に類似する箇所が散見され、イタリア市民法典の影響を受けていることが推測される。

次に、現行法の下で商法を構成する諸制度の多く、中んずく、会社、および総則に属する諸制度は「各論第二編取引活動について」に収められているが、現行法の下で民商二法にまたがって規律されている事項の多く、たとえば、契約、売買、また、有価証券は、「各論第一編債権について第六章契約の種類について」に一括して規定されている。ただ、組合は「契約の種類について」の章ではなく、「各論第二編取引活動について」に、会社と並べ規定されている。

また、現行商法の基礎概念の一つである「商人」の概念は七四年参考草案では姿を消し、代りに「企業」および「企業者」の概念が採用されているが、これもイタリア法の影響のためであると推測できよう。

なお、海商について七四年参考草案には現定はない。これも、イタリア法にならって、別途、特別法を規定する予定なのであろうか。

次に、「各論第二編取引活動について」の内容を検討しよう。

四

一 七四年参考草案の各論第二編は、その冒頭の第一章を「企業者」(Empresario)にあてて、第一〇〇九条で、企業者を定義して「財もしくはは役務の生産もしくはは流通を目的として組織された経済活動を業として行なうもの」という。

この定義は、一見するまでもなく、イタリア市民法典の「企業者」(imprenditore)の定義(二〇八二条)と同じ

である。

この「企業者」の概念は現行商法の商人の概念に代ろうとするものであるが、⁽¹⁾参考草案起草者である *Marcondes* 教授によれば、⁽²⁾企業者の概念は次の三つの要件により構成される。

第一に、経済活動の実行、すなわち、流通用の財もしくは役務の生産による、または生産された財もしくは役務の流通による富の創出を目的とする経済活動の実行であり、

第二に、組織化された活動で、これは、企業の性質および目的に従って、程度、割合は種々であるが、労働・自然および資本という生産の要素の協調を通じて組織されるものであり、

第三に、慣習的に、かつ体系的に、すなわち、営業として自己の名において、かつ、営利の意図をもって実行されることになる。

したがって、知的、学術的、文学的もしくは芸術的の専門職を実行するものは、補助者の協力があるとしても、その職業の実行が企業に組織された活動の一部を構成しない限り企業者とみなされないことになる（七四年参考草案一〇〇九条単款）。

しかし、この定義によれば、農業の如き原始産業も「企業者」に包含されることとなり、後述するように、これを前提とする規定がある（七四年参考草案一〇一三条Iは農業企業者の登記義務を免除する）。

二 「企業者」の章の規定は、大体において、個人企業者を対象とするものであって、内容的には、一つは、企業者の登記義務（七四年参考草案一〇一〇条〜一〇一三条）に関するものであり、今一つは、わが商法の未成年者の営業能力に関する諸規定とほぼ同旨の企業者の活動能力に関するものである。

ブラジル国一九七四年市民法草案の会社規定(一)

右の登記義務を免除されるものは小企業者と農業企業者である(七四年参考草案一〇二三条)。

三 会社 (Sociedade) を、「一応、「会社」と訳出しておく) については、すべての場合、必ずしも「企業者」となるわけではない。

まず、明文の例外の場合を除き、企業者とみなされるのは登記の対象となる企業に固有の活動の行使を目的とする会社に限られる(七四年参考草案一〇二五条)。これが原則である。そして、企業者たる会社は、必ず、合名会社、合資会社、有限会社、株式会社および株式合資会社のうちのいずれか一つの形態をとらなければならない(七四年参考草案一〇二六条)。

しかし、だからといって、右に挙げた五つの形態のいずれかの一つを選択する会社が必要で、企業者となるわけではなく、ただ株式会社および株式合資会社のいわゆる株式組織の会社 (sociedade por ações) の形態をとるものは、その事業目的のいかんを問わず、企業者とみなされることになっている(七四年参考草案一〇二五条単款)。

(1) 参考草案は、本文の叙述の如く、商人の概念に代えて、企業者の概念をその基礎概念の一つをしようとするが、ブラジルの商法学者は、そのすべてが必ずしも、商法に企業法論者ではない。Rubens Requião, *op. cit.*, No. 7 参照。

(2) Marcondes, *op. cit.*, p. 58.

五

一 第二章(各論第二編の)は会社に関する。七四年参考草案は「会社」(sociedade) を定義して「経済活動を実

行するため、財もしくは役務を出捐し、相互間でその成果を分配することを、相互に義務づける者は会社契約を締結する」という(一〇二四条)。これは、参考草案が引き続き、会社Ⅱ契約の立場に立つ旨を明らかにする。

もっとも、七四年参考草案は契約に関する章(各論第一編第七章四七五条以下)中に会社に関する規定をまったくおいておらず、現行民法の組合に相当する形態である「単純会社」に関する規定は「会社」の章におかれている。したがって、現行法におけるような、*societade* の語を民法上のものと商法上のものとに区別するわずらわし⁽¹⁾がなくなっている。

現行法の下では *societade* の語は、場合により「組合」または「会社」と訳語を使いわけなければならないが、七四年参考草案では、筆者が *societade* を割切って「会社」と訳出している理由の一つは、右に述べた事情である。

二 七四年参考草案は私法上の法人として次の三者を定めている(四二条)。

- i *associação*
- ii *societade*
- iii *fundação*

右の三者のうち、第一の *associação* というのは「非経済的な事項を目的として組織される、人の結合により設立」されるものであって(七四年参考草案五一条)、わが民法上の「社團」または、より正確に「非営利社團」に相当するものである。

第三の *fundação* とは、その捧げられる目的、および必要な場合、その管理方式も明示して、負担なき財産

ブラジル国一九七四年市民法典草案の会社規定(一)

ブラジル国一九七四年市民法典草案の会社規定（一）

の、公正証書または遺言による特別の贈与によって設立されるもので（七四年参考草案六〇条）、その目的は宗教、道徳、文化、または社会事業に関するものに限られる（七四年参考草案六〇条単款）。これはわが民法の公益財団に相当する。

第二の *sociedade* の定義は前述した通りである。この草案の定義と現行民法上の定義と比べると、現行民法上でも、*sociedade* は経済上の目的に関するものとされているので（フ民二三条参照）（七）七四年参考草案は現行法の立場を承継するものである。この *sociedade* は、わが国の「組合」、より正確には「営利組合」に相当するものであるが、前述したような理由で参考草案に関しては、「会社」と訳出する。

なお、前述したようにこの「会社」には企業者である会社としからざる会社の二者が存する。したがって私法人として、参考草案が予定しているのは、(i) 社團、(ii) 企業者である会社、(iii) 企業者でない会社、(iv) 財団、の四者ということになる。

三 「会社」の章において、*sociedade* の語の使用例として次のものがある。

- (a) *sociedade não personificadas* (法人格のない会社)
 - i *sociedade em comum* (未登記会社)
 - ii *sociedade em conta de participação* (匿名組合)
- (b) *sociedade personificada* (法人格のある会社)
 - i *sociedade simples* (単純会社)
 - ii *sociedade em nome coletivo* (合名会社)

- iii sociedade em comandita simples (合資会社)
- iv sociedade limitada (有限会社)
- v sociedade anônima (株式会社)
- vi sociedade em comandita por ações (株式合資会社)
- vii sociedade cooperativa (協同会社)
- viii sociedade ligada (結合会社)
- ix sociedade nacional (内国会社)
- x sociedade estrangeira (外国会社)

以上列挙した各種の会社を見て、まず目につくことは、未登記の会社を *sociedade em comum* と一括して規定していること(ただし、株式組織の会社の場合は除く)。現行法の「組合」に相当するものとして「単純会社」を会社の一つとして規定していること、現行法の「有限責任持分会社」に代って、「有限会社」の名称がとられていること、株式合資会社が存置されていること、協同会社が会社の一つとして規定されていること、現行法では存置されている「⁽³⁾労資混合会社」が姿を消していることなどである。

なお「結合会社」とは企業結合に関連する概念であり、内国会社、外国会社は、ブラジル国内に住所をおくこと、ブラジル法に準拠することの有無を基準とする区別である。

(1) 現行一九一六年民法典は、組合が株式会社も含めて、商法の定める形態を採る場合、民法典に抵触しない限り、当該規定に従う旨を定め(一三六四条)、これに対し、一八五〇年商法典は契約全般に関する民法の諸規定が、商法
ブラジル国一九七四年市民法典草案の会社規定(一)

ブラジル国一九七四年市民法典草案の会社規定(一)

典の定める修正・制限とともに、商事契約に適用される。と規定する(二二一条)。

(2) 中川和彦稿「ブラジル会社法(一)」、『国際商事法務』一卷一二号(昭和四八年二月)二七ページ、参照。

(3) 労資混合会社(sociedade de capital e industria)とは、資本出資社員と労務出資社員とから成る会社であつて、会社の債務につき、資本出資社員のみが無限責任を負うものをいう(一商三一七条〜三二四条)。この会社形態は、ラテン・アメリカ諸国においてもあまり類がなく、もちろん、わが国にはこれに相当するものがない。ブラジルにおいて、この会社形態の採用例は少ないと云われる。